

熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の53」を「100分の51」に、「100分の25」を「100分の24」に、「100分の22」を「100分の21」に改める。

(熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市企業管理者の給与に関する条例(昭和41年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の23」を「100分の22」に改める。

(熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市教育長の給与等に関する条例(平成10年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の23」を「100分の22」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市長の退職手当の特例に関する条例の廃止)

2 熊本市長の退職手当の特例に関する条例(平成22年条例第131号)は、廃止

する。

(提出理由)

本市職員の退職手当の改定に準じ、市長等の退職手当を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。